

# 合同会社おおい町地域電力 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社おおい町地域電力と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. おおい町の地域活性化に関わる事業の企画・運營業務
2. 再生可能エネルギー等を利用した発電、電力販賣業務
3. その他再生可能エネルギー活用事業
4. エネルギー関連事業に関わるコンサルタント業務
5. 前各号に附帯する一切の事業

(本店及び支店の所在地)

第3条 当社は、本店を福井県大飯郡おおい町に、支店を福井県福井市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 社員及び出資

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
2. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
3. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町
4. 金10万円  
福井県小浜市
5. 金50万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
6. 金50万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
7. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄

8. 金20万円  
福井県小浜市
9. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
10. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町
11. 金50万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
12. 金10万円  
東京都足立区
13. 金30万円  
福井県福井市
14. 金10万円  
福井県福井市
15. 金10万円  
福井県福井市
16. 金10万円  
福井県福井市
17. 金10万円  
福井県坂井市
18. 金10万円  
福井県福井市
19. 金10万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
20. 金30万円  
福井県三方郡美浜町

21. 金 30 万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
22. 金 10 万円  
福井県大飯郡おおい町名田庄
23. 金 10 万円  
福井県福井市
24. 金 30 万円  
福井県福井市
25. 金 50 万円  
福井県福井市

(持分の譲渡)

第 6 条 社員は、他の社員の過半数の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

### 第 3 章 社員総会

(権能)

第 7 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 業務執行社員、監査役の選任および解任、職務および報酬
- (7) 剰余金の配当に関する事項の決定
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(招集)

第 8 条 当会社の定時社員総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第 9 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(決議)

第 10 条 社員総会の決議は、社員の 3 分の 2 以上が出席（委任者を含む）し、出席社員の過半数

の賛成により行う。

#### 第4章 業務執行社員、監査役、代表社員

(業務執行社員及び監査役の員数)

第11条 当会社の業務執行社員は3名以上6名以内、監査役は1名とする。

(業務執行社員及び監査役の選任)

第12条 当会社の業務執行社員及び監査役は、社員総会において3分の2以上の社員が出席（委任者を含む）し、出席社員の過半数の決議によって選任する。ただし、業務執行社員は社員から選任する。

(業務執行社員及び監査役の任期)

第13条 業務執行社員の任期はその選任後2年以内、監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された業務執行社員の任期は、前任者又は他の在任業務執行社員の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(代表社員)

第14条 代表社員は、業務執行社員の互選によって定める。

(監査の範囲)

第15条 監査役は、当会社の財務状況、経理状況及び社員の業務執行状況等が適正に行われているかどうかを監査する。

#### 第5章 社員の加入及び退社

(加入)

第16条 新たな社員を加入させるには、総社員の同意を要する。ただし、社員の持分譲渡による加入は、社員の過半数の承諾があれば加入することができる。

(やむを得ない事由による退社)

第17条 やむを得ない事由があるときは、各社員は、いつでも退社することができる。

(相続および合併の場合の特則)

第18条 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合においては、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することができる。

#### 第6章 計 算

(事業年度)

第19条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(損益分配の割合)

第20条 各社員の損益分配の割合は、その出資の額による。

#### 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第 21 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から 2019 年 12 月 31 日までとする。  
(定款に定めがない事項)

第 22 条 この定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社おおい町地域電力設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

2019 年 4 月 13 日

<全社員の住所、氏名、捺印>

附 則

改訂後の定款は、2020 年 2 月 22 日から施行する。(第 9 条、第 19 条)

改訂後の定款は、2021 年 8 月 21 日から施行する。(第 5 条)